

昭和四十年大蔵省令第十五号

減価償却資産の耐用年数等に関する省令
 所得税法施行令第二百九条及び法人税法施行令第五十六条の規定に基づき、固定資産の耐用年数等に関する省令（昭和二十六年大蔵省令第五十号）の全部を改正する省令を次のように定める。
 （一般の減価償却資産の耐用年数）

第一条 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）

第二条第一項第十九号（定義）又は法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第二十三号（定義）に規定する減価償却資産（以下「減価償却資産」という。）のうち鉱業権（租鉱権及び採石権その他土石を採掘し又は採取する権利を含む。以下同じ）、坑道、公共施設等運営権及び樹木採取権以外のものの耐用年数は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める表に定めるところによる。

- 一 所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第六条第一号、第二号及び第四号から第七号まで（減価償却資産の範囲）又は法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十三条第一号、第二号及び第四号から第七号まで（減価償却資産の範囲）に掲げる資産（坑道を除く。）別表第一（機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表）
- 二 所得税法施行令第六条第三号又は法人税法施行令第十三条第三号に掲げる資産 別表第二（機械及び装置の耐用年数表）
- 三 所得税法施行令第六条第八号又は法人税法施行令第十三条第八号に掲げる資産（鉱業権、公共施設等運営権及び樹木採取権を除く。）別表第三（無形減価償却資産の耐用年数表）
- 四 所得税法施行令第六条第九号又は法人税法施行令第十三条第九号に掲げる資産 別表第四（生物の耐用年数表）

2 鉱業権、坑道、公共施設等運営権及び樹木採取権の耐用年数は、次の各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める年数とする。

- 一 採掘権 当該採掘権に係る鉱区の採掘予定数量を、当該鉱区の最近における年間採掘数量その他当該鉱区に属する設備の採掘能力、当該鉱区において採掘に従事する人員の数等に照らし適正に推計される年間採掘数量で除して計算した数を基礎として納税地の所轄税務署長の認定した年数
- 二 試掘権 次に掲げる試掘権の区分に応じそれぞれ次に定める年数

イ 石油、アスファルト又は可燃性天然ガスに係る試掘権 八年

ロ イに掲げる試掘権以外の試掘権 五年

三 租鉱権及び採石権その他土石を採掘し又は採取する権利 第一号の規定に準じて計算した数を基礎として納税地の所轄税務署長の認定した年数

四 坑道 第一号の規定に準じて計算した数を基礎として納税地の所轄税務署長の認定した年数

五 公共施設等運営権 当該公共施設等運営権に係る民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第十九条第三項（公共施設等運営権の設定の時期等）の規定により公表された同法第十七条第三号（公共施設等運営権に関する実施方針における記載事項の追加）に掲げる存続期間の年数

六 樹木採取権 国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第八条の十二第一項（樹木採取権の設定を受ける者の決定等）の設定をする旨の通知において明らかにされた当該樹木採取権の同法第八条の七第二号（公募）に掲げる存続期間の年数

前項第五号及び第六号に定める年数は、曆に従つて計算し、一年に満たない端数を生じたとときは、これを切り捨てる。

第二項第一号、第三号又は第四号の認定を受けようとする個人又は法人（人格のない社団等（法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等をいう。第一号において同じ。）を含む。以下同じ。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならぬ。

一 申請をする者の氏名又は名称及び代表者（人格のない社団等で代表者の定めがなく、管理人の定めがあるものについては、管理人。以下この号において同じ。）の氏名（法人税法第二条第四号に規定する外国法人（人格のない社団等と同条第二号に規定する国外に本店又は主たる事務所を有するものを含む。）にあつては、代表者及び同法第百四十一条各号（課税標準）に定める国内源泉所得に係る事業又は資産の経営又は管理の責任者の氏名）並びに納税地並びに法人にあつては、法人番号（行政手続における特定の個人

を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項（定義）に規定する法人番号をいう。）

二 申請に係る採掘権等（第二項第一号、第三号又は第四号に掲げる資産をいう。以下この条において同じ。）に係る鉱区その他これに準ずる区域（次号において「鉱区等」という。）の所在地

三 申請に係る採掘権等の鉱区等の採掘予定数量、最近における年間採掘数量、当該鉱区等に属する設備の採掘能力及び当該鉱区等において採掘に従事する人員の数

四 認定を受けようとする年数

五 その他参考となるべき事項

税務署長は、前項の申請書の提出があつた場合には、遅滞なく、これを審査し、その申請に係る年数を認定するものとする。

税務署長は、第二項第一号、第三号又は第四号の認定をした後、その認定に係る年数により、その認定に係る採掘権等の所得税法第四十九号第一項（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）の規定による償却費の額（第八項において「償却費の額」という。）又は法人税法第三十一条第一項（減価償却資産の償却費の計算及びその償却の方法）の規定による償却費として損金の額に算入する金額の限度額（第八項において「償却限度額」という。）の計算をすることを不適当とする特別の事由が生じたと認める場合には、その年数を変更することができる。

税務署長は、前二項の処分をするときは、その認定に係る個人又は法人に対し、書面によりその旨を通知する。

第六項の処分があつた場合には、その処分のあつた日の属する年分以後の各年分の所得税法第二編第二章第二節第一款（所得の種類及び各種所得の金額）に規定する不動産所得の金額、事業所得の金額若しくは雑所得の金額又は同日の属する事業年度以後の各事業年度の所得の金額を計算する場合のその処分に係る採掘権等の償却費の額又は償却限度額の計算についてその処分の効果が生ずるものとする。

（特殊の減価償却資産の耐用年数）

第二条 次の各号に掲げる減価償却資産の耐用年数は、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる表に定めるところによる。

一 汚水処理（汚水、坑水、廃水又は廃液の沈でん、ろ過、中和、生物化学的方法、混合、

冷却又は乾燥その他これらに類する方法による処理をいう。）又はばい煙処理（大気汚染防止法（昭和四十二年法律第九十七号）第二条第一項若しくは第七項（定義等）に規定するばい煙若しくは粉じん又は同法第十七条第一項（事故時の措置）に規定する特定物質（ばい煙を除く。）の重力沈降、慣性分離、遠心分離、ろ過、洗浄、電気捕集、音波凝集、吸収、中和、吸着又は拡散の方法その他これらに類する方法による処理をいう。）の用に供されている減価償却資産で別表第五（公害防止用減価償却資産の耐用年数表）に掲げるもの 同表

二 開発研究（新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究をいう。）の用に供されている減価償却資産で別表第六（開発研究用減価償却資産の耐用年数表）に掲げるもの 同表

（中古資産の耐用年数等）

第三条 個人において使用され、又は法人において事業の用に供された所得税法施行令第六条各号（減価償却資産の範囲）又は法人税法施行令第十三条各号（減価償却資産の範囲）に掲げる資産（これらの資産のうち試掘権以外の鉱業権及び坑道を除く。以下この項において同じ。）の取得（法人税法第十二条の八（定義）に規定する適格合併又は同条第十二条の十二に規定する適格分割型分割（以下この項において「適格分割型分割」という。）による同条第十一号に規定する被合併法人又は同条第十二号の二に規定する分割法人からの引継ぎ（以下この項において「適格合併等による引継ぎ」という。）を含む。）をしてこれを個人の業務又は法人の事業の用に供した場合における当該資産の耐用年数は、前二条の規定にかかわらず、次に掲げる年数によることができる。ただし、当該資産を個人の業務又は法人の事業の用に供するために当該資産について支出した所得税法施行令第百八十一条（資本的支出）又は法人税法施行令第百三十二条（資本的支出）に規定する金額が当該資産の取得価額（適格合併等による引継ぎの場合にあつては、同法第六十二条の二第一項（適格合併及び適格分割型分割による資産等の帳簿価額による引継ぎ）に規定する時又は適格分割型分割の直前の帳簿価額）の百分の五十に

超えるときは、前二条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる表に定めるところによる。

一 汚水処理（汚水、坑水、廃水又は廃液の沈でん、ろ過、中和、生物化学的方法、混合、

冷却又は乾燥その他これらに類する方法による処理をいう。）又はばい煙処理（大気汚染防止法（昭和四十二年法律第九十七号）第二条第一項若しくは第七項（定義等）に規定するばい煙若しくは粉じん又は同法第十七条第一項（事故時の措置）に規定する特定物質（ばい煙を除く。）の重力沈降、慣性分離、遠心分離、ろ過、洗浄、電気捕集、音波凝集、吸収、中和、吸着又は拡散の方法その他これらに類する方法による処理をいう。）の用に供されている減価償却資産で別表第五（公害防止用減価償却資産の耐用年数表）に掲げるもの 同表

二 開発研究（新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究をいう。）の用に供されている減価償却資産で別表第六（開発研究用減価償却資産の耐用年数表）に掲げるもの 同表

（中古資産の耐用年数等）

第三条 個人において使用され、又は法人において事業の用に供された所得税法施行令第六条各号（減価償却資産の範囲）又は法人税法施行令第十三条各号（減価償却資産の範囲）に掲げる資産（これらの資産のうち試掘権以外の鉱業権及び坑道を除く。以下この項において同じ。）の取得（法人税法第十二条の八（定義）に規定する適格合併又は同条第十二条の十二に規定する適格分割型分割（以下この項において「適格分割型分割」という。）による同条第十一号に規定する被合併法人又は同条第十二号の二に規定する分割法人からの引継ぎ（以下この項において「適格合併等による引継ぎ」という。）を含む。）をしてこれを個人の業務又は法人の事業の用に供した場合における当該資産の耐用年数は、前二条の規定にかかわらず、次に掲げる年数によることができる。ただし、当該資産を個人の業務又は法人の事業の用に供するために当該資産について支出した所得税法施行令第百八十一条（資本的支出）又は法人税法施行令第百三十二条（資本的支出）に規定する金額が当該資産の取得価額（適格合併等による引継ぎの場合にあつては、同法第六十二条の二第一項（適格合併及び適格分割型分割による資産等の帳簿価額による引継ぎ）に規定する時又は適格分割型分割の直前の帳簿価額）の百分の五十に

超えるときは、前二条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる表に定めるところによる。

一 汚水処理（汚水、坑水、廃水又は廃液の沈でん、ろ過、中和、生物化学的方法、混合、

冷却又は乾燥その他これらに類する方法による処理をいう。）又はばい煙処理（大気汚染防止法（昭和四十二年法律第九十七号）第二条第一項若しくは第七項（定義等）に規定するばい煙若しくは粉じん又は同法第十七条第一項（事故時の措置）に規定する特定物質（ばい煙を除く。）の重力沈降、慣性分離、遠心分離、ろ過、洗浄、電気捕集、音波凝集、吸収、中和、吸着又は拡散の方法その他これらに類する方法による処理をいう。）の用に供されている減価償却資産で別表第五（公害防止用減価償却資産の耐用年数表）に掲げるもの 同表

二 開発研究（新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究をいう。）の用に供されている減価償却資産で別表第六（開発研究用減価償却資産の耐用年数表）に掲げるもの 同表

（中古資産の耐用年数等）

第三条 個人において使用され、又は法人において事業の用に供された所得税法施行令第六条各号（減価償却資産の範囲）又は法人税法施行令第十三条各号（減価償却資産の範囲）に掲げる資産（これらの資産のうち試掘権以外の鉱業権及び坑道を除く。以下この項において同じ。）の取得（法人税法第十二条の八（定義）に規定する適格合併又は同条第十二条の十二に規定する適格分割型分割（以下この項において「適格分割型分割」という。）による同条第十一号に規定する被合併法人又は同条第十二号の二に規定する分割法人からの引継ぎ（以下この項において「適格合併等による引継ぎ」という。）を含む。）をしてこれを個人の業務又は法人の事業の用に供した場合における当該資産の耐用年数は、前二条の規定にかかわらず、次に掲げる年数によることができる。ただし、当該資産を個人の業務又は法人の事業の用に供するために当該資産について支出した所得税法施行令第百八十一条（資本的支出）又は法人税法施行令第百三十二条（資本的支出）に規定する金額が当該資産の取得価額（適格合併等による引継ぎの場合にあつては、同法第六十二条の二第一項（適格合併及び適格分割型分割による資産等の帳簿価額による引継ぎ）に規定する時又は適格分割型分割の直前の帳簿価額）の百分の五十に

超えるときは、前二条の規定にかかわらず、当該各号に掲げる表に定めるところによる。

一 汚水処理（汚水、坑水、廃水又は廃液の沈でん、ろ過、中和、生物化学的方法、混合、

冷却又は乾燥その他これらに類する方法による処理をいう。）又はばい煙処理（大気汚染防止法（昭和四十二年法律第九十七号）第二条第一項若しくは第七項（定義等）に規定するばい煙若しくは粉じん又は同法第十七条第一項（事故時の措置）に規定する特定物質（ばい煙を除く。）の重力沈降、慣性分離、遠心分離、ろ過、洗浄、電気捕集、音波凝集、吸収、中和、吸着又は拡散の方法その他これらに類する方法による処理をいう。）の用に供されている減価償却資産で別表第五（公害防止用減価償却資産の耐用年数表）に掲げるもの 同表

二 開発研究（新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究をいう。）の用に供されている減価償却資産で別表第六（開発研究用減価償却資産の耐用年数表）に掲げるもの 同表

（中古資産の耐用年数等）

第三条 個人において使用され、又は法人において事業の用に供された所得税法施行令第六条各号（減価償却資産の範囲）又は法人税法施行令第十三条各号（減価償却資産の範囲）に掲げる資産（これらの資産のうち試掘権以外の鉱業権及び坑道を除く。以下この項において同じ。）の取得（法人税法第十二条の八（定義）に規定する適格合併又は同条第十二条の十二に規定する適格分割型分割（以下この項において「適格分割型分割」という。）による同条第十一号に規定する被合併法人又は同条第十二号の二に規定する分割法人からの引継ぎ（以下この項において「適格合併等による引継ぎ」という。）を含む。）をしてこれを個人の業務又は法人の事業の用に供した場合における当該資産の耐用年数は、前二条の規定にかかわらず、次に掲げる年数によることができる。ただし、当該資産を個人の業務又は法人の事業の用に供するために当該資産について支出した所得税法施行令第百八十一条（資本的支出）又は法人税法施行令第百三十二条（資本的支出）に規定する金額が当該資産の取得価額（適格合併等による引継ぎの場合にあつては、同法第六十二条の二第一項（適格合併及び適格分割型分割による資産等の帳簿価額による引継ぎ）に規定する時又は適格分割型分割の直前の帳簿価額）の百分の五十に

相当する金額を超える場合には、第二号に掲げる年数についてはこの限りでない。

一 当該資産をその用に供した時以後の使用可能期間（個人が当該資産を取得した後直ちにこれをその業務の用に供しなかつた場合には、当該資産を取得した時から引き続き業務の用に供したものと見て込まれる当該取得の時以後の使用可能期間）の年数

二 次に掲げる資産（別表第一、別表第二、別表第五又は別表第六に掲げる減価償却資産であつて、前号の年数を見積もることが困難なものに限る。）の区分に応じそれぞれ次に定める年数（その年数が二年に満たないときは、これを二年とする。）

イ 法定耐用年数（第一条第一項（一般の減価償却資産の耐用年数）に規定する耐用年数をいう。以下この号において同じ。）の全部を経過した資産 当該資産の法定耐用年数の百分の二十に相当する年数

ロ 法定耐用年数の一部を経過した資産 当該資産の法定耐用年数から経過年数を控除した年数に、経過年数の百分の二十に相当する年数を加算した年数

2 法人が、法人税法第二条第十二号の八、第十二号の十一、第十二号の十四又は第十二号の十五に規定する適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配（次項において「適格組織再編成」という。）により同条第十一号、第十二号の二、第十二号の四又は第十二号の五の二に規定する被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人（以下この項及び次項において「被合併法人等」という。）から前項本文に規定する資産の移転を受けた場合（当該法人が当該資産について同項の規定の適用を受ける場合を除く。）において、当該被合併法人等が当該資産につき同項又は第四項の規定の適用を受けていたときは、当該法人の当該資産の耐用年数については、前二条の規定にかかわらず、当該被合併法人等において当該資産の耐用年数とされていた年数によることができる。

3 法人が、適格組織再編成により被合併法人等から第一項本文に規定する資産の移転を受けた場合において、当該資産について同項の規定の適用を受けるときは、当該資産の法人税法施行令第四十八条第一号イ（一）若しくは第三号ハ又は第四十八条の二第二項第一号イ（一）若しくは第三号イ（二）若しくは第五項

第一号（減価償却資産の償却の方法）に規定する取得価額には、当該被合併法人等がした償却の額（当該資産につき同令第四十八条第五項第三号に規定する評価換え等が行われたことによりその帳簿価額が減額された場合には、当該帳簿価額が減額された金額を含む。）で当該被合併法人等の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入された金額を含まないものとする。

4 別表第四（生物の耐用年数表）の「細目」欄に掲げる一の用途から同欄に掲げる他の用途に転用された牛、馬、綿羊及びやぎの耐用年数は、第一条第一項第四号並びに第一項及び第二項の規定にかかわらず、その転用の時以後の使用可能期間の年数による。

5 第一項各号に掲げる年数及び前項の年数は、暦に従つて計算し、一年に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。

（旧定額法及び旧定率法の償却率）
第四条 平成十九年三月三十一日以前に取得をされた減価償却資産の耐用年数に応じた償却率は、所得税法施行令第二百二十条第一項第一号イ（一）（減価償却資産の償却の方法）又は法人税法施行令第四十八条第一項第一号イ（一）（減価償却資産の償却の方法）に規定する旧定額法（次項において「旧定額法」という。）及び旧所得税法施行令第二百二十条第一項第一号イ（二）又は法人税法施行令第四十八条第一項第一号イ（二）に規定する旧定率法（次項において「旧定率法」という。）の区分に応じそれぞれ別表第七（平成十九年三月三十一日以前に取得をされた減価償却資産の償却率表）に定めるところによる。

2 法人の事業年度が一年に満たない場合においては、前項の規定にかかわらず、減価償却資産の旧定額法の償却率は、当該減価償却資産の耐用年数に対応する別表第七に定める旧定額法の償却率に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除したものに、減価償却資産の旧定率法の償却率は、当該減価償却資産の耐用年数に十二を乗じてこれを当該事業年度の月数で除して得た耐用年数に対応する同表に定める旧定率法の償却率による。

3 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。（定額法の償却率並びに定率法の償却率、改定償却率及び保証率）
第五条 平成十九年四月一日以後に取得をされた減価償却資産の耐用年数に応じた償却率、改定

償却率及び保証率は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める表に定めるところによる。

一 定額法（所得税法施行令第二百二十条の第二項第一号イ（一）（減価償却資産の償却の方法）又は法人税法施行令第四十八条の第二項第一号イ（一）（減価償却資産の償却の方法）に規定する定額法をいう。次項において同じ。）の償却率 別表第八（平成十九年四月一日以後に取得をされた減価償却資産の旧定額法の償却率表）

二 定率法（所得税法施行令第二百二十条の第二項第一号イ（二）又は法人税法施行令第四十八条の二第二項第一号イ（二）に規定する定率法をいう。次項及び第四項において同じ。）の償却率、改定償却率及び保証率 次に掲げる資産の区分に応じそれぞれ次に定める表

イ 平成二十四年三月三十一日以前に取得をされた減価償却資産 別表第九（平成十九年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に取得をされた減価償却資産の定率法の償却率、改定償却率及び保証率の表）

ロ 平成二十四年四月一日以後に取得をされた減価償却資産 別表第十（平成二十四年四月一日以後に取得をされた減価償却資産の定率法の償却率、改定償却率及び保証率の表）

2 法人の事業年度が一年に満たない場合においては、前項の規定にかかわらず、減価償却資産の定額法の償却率又は定率法の償却率は、当該減価償却資産の耐用年数に対応する別表第八に定める定額法の償却率又は別表第九若しくは別表第十に定める定率法の償却率に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除したものである。

3 法人の前項の事業年度（この項の規定の適用を受けた事業年度を除く。以下この項において「適用年度」という。）終了の日以後一年以内に開始する各事業年度（当該適用年度開始の日から各事業年度終了の日までの期間が一年を超えない各事業年度に限る。）における法人税法施行令第四十八条の二第二項第一号イ（二）に規定する取得価額は、当該適用年度の同号イ（二）に規定する取得価額とすることができる。

4 減価償却資産の法人税法施行令第四十八条の二第二項第一号イ（二）に規定する取得価額は、

（前項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定による取得価額）に当該減価償却資産の耐用年数に対応する別表第九又は別表第十に定める定率法の償却率を乗じて計算した金額が同条第五項第一号に規定する償却保証額に満たない場合における第二項の規定の適用については、同項中「定率法の償却率」とあるのは、「改定償却率」とする。

5 第二項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

（残存価額）

第六条 平成十九年三月三十一日以前に取得をされた減価償却資産の残存価額は、別表第十一（平成十九年三月三十一日以前に取得をされた減価償却資産の残存割合表）の「種類」及び「細目」欄の区分に応じ、同表に定める残存割合を当該減価償却資産の所得税法施行令第二百二十六条（減価償却資産の取得価額）又は法人税法施行令第五十四条第一項（減価償却資産の取得価額）の規定による取得価額に乘じて計算した金額とする。

2 前項に規定する減価償却資産のうち牛及び馬の残存価額は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する金額と十万円とのいずれか少ない金額とする。

附 則 抄

1 この省令は、昭和四十年四月一日から施行する。

2 この省令は、個人の昭和四十年分以後の所得税及び法人の昭和四十年四月一日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、昭和三十九年分以前の所得税及び法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

3 固定資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令（昭和二十七年大蔵省令第二十三号）附則第三項（住宅用建物の耐用年数の特例）に規定する住宅用の建物の耐用年数及び同令附則第四項（鉱山労働者用住宅の耐用年数の特例）に規定する鉱山労働者の居住の用に供される建物の耐用年数については、同令附則第三項及び第四項の規定は、なおその効力を有する。

4 固定資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令（昭和三十六年大蔵省令第二十一号）附則第三項（機械及び装置の耐用年数の特

例)の表に掲げる機械及び装置の耐用年数については、同項の規定は、なおその効力を有する。

附則 (昭和四一年六月一三日大蔵省令第三七号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令は、個人の昭和四十一年分以後の所得税及び法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の昭和四十一年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、昭和四十年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

附則 (昭和四三年四月二〇日大蔵省令第二〇号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令は、個人の昭和四十三年分以後の所得税及び法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の昭和四十三年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、昭和四十二年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

附則 (昭和四四年四月八日大蔵省令第二七号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令は、別段の定めがあるものを除くほか、個人の昭和四十四年分以後の所得税及び法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の昭和四十四年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、昭和四十三年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

3 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令(以下「新令」という。)別表第六又は別表第七に定める耐用年数は、昭和四十四年四月一日以後に取得した新令第二条第二項第一号又は第二条に掲げる減価償却資産について適用し、同日前に取得したこれらの号に掲げる減価償却資産の耐用年数については、新令第二条第二項の規定にかかわらず、それぞれ附則別表一又は附則別表二に定めるところによる。

- 4 前項の規定により附則別表一の適用を受ける減価償却資産につき、所得税法施行規則(昭和

四十一年大蔵省令第十一号)第二十八号又は法人税法施行規則(昭和四十一年大蔵省令第十二号)第十四条の規定を適用する場合には、所得税法施行規則第二十八号第三号及び法人税法施行規則第十四条第三号中「同令別表第六(汚水処理用減価償却資産の耐用年数表)」とあるのは、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令(昭和四十四年大蔵省令第二十七号)附則別表一(昭和四十四年三月三十一日以前に取得した汚水処理用減価償却資産の耐用年数表)」とそれぞれ読み替えるものとする。		附則別表一 昭和四十四年三月三十一日以前に取得した汚水処理用減価償却資産の耐用年数表	
種類	細目	耐用年数	耐用年数
鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は石造の建築物	槽、塔、水路一五	三〇	年
	槽、塔、水路一〇	二〇	年
	槽、塔、水路一五	三〇	年
	槽、塔、水路一〇	二〇	年
コンクリート造、金属造又は槽、塔、水路一五	槽、塔、水路一五	三〇	年
	槽、塔、水路一〇	二〇	年
土造の建築物	槽、塔、水路一五	三〇	年
	槽、塔、水路一〇	二〇	年
木造又は合成樹脂造の建築物	槽、塔、水路一五	三〇	年
	槽、塔、水路一〇	二〇	年
機械及び装置	槽、塔、水路一五	三〇	年
	槽、塔、水路一〇	二〇	年
附則別表二 昭和四十四年三月三十一日以前に取得したばい煙処理用減価償却資産の耐用年数表	槽、塔、水路一五	三〇	年
	槽、塔、水路一〇	二〇	年
種類	細目	耐用年数	耐用年数
	槽、塔、水路一五	三〇	年
建築物	槽、塔、水路一五	三〇	年
	槽、塔、水路一〇	二〇	年
鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は石造のもの	槽、塔、水路一五	三〇	年
	槽、塔、水路一〇	二〇	年
コンクリート造又は金属造のもの	槽、塔、水路一五	三〇	年
	槽、塔、水路一〇	二〇	年
煙突(高さが七十メートル以上のものに限り)	槽、塔、水路一五	三〇	年
	槽、塔、水路一〇	二〇	年
鉄筋コンクリート造のもの	槽、塔、水路一五	三〇	年
	槽、塔、水路一〇	二〇	年
金属造のもの	槽、塔、水路一五	三〇	年
	槽、塔、水路一〇	二〇	年

機械及び装置(金属製のものの機械及び装置と一体と認められる排気管及び放出筒を含む。)	七
--	---

附則 (昭和四五年四月三〇日大蔵省令第三三号)

- 1 この省令は、昭和四十五年五月一日から施行する。
- 2 この省令は、個人の昭和四十五年分以後の所得税及び法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の昭和四十五年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、昭和四十四年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

附則 (昭和四六年四月二二日大蔵省令第三三号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定は、個人の昭和四十六年分以後の所得税及び法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)の昭和四十六年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、昭和四十五年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

附則 (昭和四七年六月六日大蔵省令第三五号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定は、個人の昭和四十七年分以後の所得税及び法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。)の昭和四十七年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の昭和四十六年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

附則 (昭和四七年八月二六日大蔵省令第六九号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定は、個人の昭和四十七年分以後の所

- 得税及び法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。)の昭和四十七年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の昭和四十六年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

附則 (昭和四八年五月二九日大蔵省令第三二号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定は、個人の昭和四十八年分以後の所得税及び法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。)の昭和四十八年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の昭和四十七年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

附則 (昭和四九年四月一八日大蔵省令第三五号)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定は、個人の昭和四十九年分以後の所得税及び法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。)の昭和四十九年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の昭和四十八年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

附則 (昭和五〇年三月三十一日大蔵省令第二二号)

- 1 この省令は、昭和五十年四月一日から施行する。
- 2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定は、個人の昭和五十年分以後の所得税及び法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。)の昭和五十年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の昭和四十九年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年

度分の法人税については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十二年三月三十一日大蔵省令第九号）

1 この省令は、昭和五十二年四月一日から施行する。

2 次項に定めるものを除き、改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「新令」という。）の規定は、個人の昭和五十二年分以後の所得税及び法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の昭和五十二年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の昭和五十一年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

3 新令別表第一船舶の部及び航空機の部並びに別表第五（適用年度に係る部分の規定を除く。）の規定は、昭和五十二年四月一日以後に事業の用に供するこれらの規定に掲げる減価償却資産について適用し、同日前に事業の用に供した当該減価償却資産については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十五年五月二十四日大蔵省令第三十七号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定は、個人の昭和五十三年分以後の所得税及び法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の昭和五十三年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の昭和五十二年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十四年三月三十一日大蔵省令第一六号）

1 この省令は、昭和五十四年四月一日から施行する。

2 別段の定めがあるものを除くほか、改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「新令」という。）の規定は、個人の昭和五十四年分以後の所得税及び法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の昭和五十四年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の昭和五十三年分

以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十六年三月三十一日大蔵省令第一四号）

1 この省令は、昭和五十六年四月一日から施行する。

2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定は、個人の昭和五十六年分以後の所得税及び法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の昭和五十六年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の昭和五十五年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

附 則（昭和五十八年三月三十一日大蔵省令第一九号）

1 この省令は、昭和五十八年四月一日から施行する。

2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定は、個人の昭和五十八年分以後の所得税及び法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の昭和五十八年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の昭和五十七年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

附 則（昭和六十年三月三十一日大蔵省令第一五号）

1 この省令は、昭和六十年四月一日から施行する。

2 別段の定めがあるものを除くほか、改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定は、個人の昭和六十年分以後の所得税及び法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の昭和六十年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の昭和五十九年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

附 則（昭和六十二年九月二十九日大蔵省令第五〇号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第二の規定は、個人の昭和六十三年分以後の所得税及び法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格

のない社団等を含む。以下同じ。）の昭和六十二年十月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の昭和六十二年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

附 則（昭和六十六年三月三十一日大蔵省令第一六号）

1 この省令は、昭和六十六年四月一日から施行する。

2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定は、個人の昭和六十六年分以後の所得税及び法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の昭和六十六年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の昭和六十五年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

附 則（平成元年三月三十一日大蔵省令第四二号）

1 この省令は、平成元年四月一日から施行する。

2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定は、個人の平成元年分（昭和六十四年一月一日から平成元年十二月三十一日までの期間に係る年分をいう。）以後の所得税及び法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の平成元年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の昭和六十三年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

附 則（平成二年三月三十一日大蔵省令第一七号）

1 この省令は、平成二年四月一日から施行する。

2 別段の定めがあるものを除くほか、改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「新令」という。）の規定は、個人の平成二年分以後の所得税及び法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）のこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の平成元年分（昭和六十四年一月一日から平成元年十二月三十一日までの期間に係る年分

をいう。）以前の所得税及び法人の施行日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

附 則（平成三年三月三十一日大蔵省令第一八号）

1 この省令は、平成三年四月一日から施行する。

2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第一車両及び運搬具の部及び別表第五（適用年度に係る部分の規定を除く。）の規定は、平成三年四月一日以後に事業の用に供するこれらの規定に掲げる減価償却資産について適用し、同日前に事業の用に供した当該減価償却資産については、なお従前の例による。

附 則（平成五年三月三十一日大蔵省令第四八号）

1 この省令は、平成五年四月一日から施行する。

2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定は、個人の平成五年分以後の所得税及び法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の平成五年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の平成四年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

附 則（平成六年三月三十一日大蔵省令第四二号）

1 この省令は、平成六年四月一日から施行する。

2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定は、個人の平成六年分以後の所得税及び法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の平成六年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の平成五年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

附 則（平成六年三月三十一日大蔵省令第四二号）

1 この省令は、平成六年四月一日から施行する。

2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定は、個人の平成六年分以後の所得税及び法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の平成六年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用

し、個人の平成五年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

附 則（平成七年三月三十一日大蔵省令第三四号）

1 この省令は、平成七年四月一日から施行する。

2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定は、個人の平成七年分以後の所得税及び法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の平成七年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の平成六年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

附 則（平成一〇年三月三十一日大蔵省令第五〇号）

1 この省令は、平成十年四月一日から施行する。

2 別段の定めがあるものを除き、改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「新規則」という。）の規定は、個人の平成十年分以後の所得税及び法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の平成十年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の平成九年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

3 新規別表第三の規定は、法人にあつては、平成十年四月一日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

附 則（平成一〇年二月二十四日大蔵省令第一七五号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定は、この省令の施行の日以後に事業の用に供する減価償却資産について適用する。

附 則（平成一二年三月三十一日大蔵省令第三五号）

1 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定は、この省令の施行の日以後に事業の用に供する減価償却資産について適用する。

附 則（平成一三年三月三〇日財務省令第三四号）

1 この省令は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定は、同年三月三十一日から施行する。

2 別段の定めがあるものを除き、改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「新規則」という。）の規定は、個人の平成十三年分以後の所得税及び法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）の平成十三年四月一日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、個人の平成十二年分以前の所得税及び法人の同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

3 新規則第三条の規定は、法人にあつては、平成十三年四月一日以後に分社型分割（法人税法第二条第十二号の十に規定する分社型分割をいう。）、現物出資又は事後設立（同条第十二号の六に規定する事後設立をいう。以下同じ。）が行われる場合における法人の各事業年度の所得に対する法人税について適用し、同日前に現物出資又は事後設立が行われた場合における法人の各事業年度の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

附 則（平成一五年三月三十一日財務省令第三八号）

1 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「新規則」という。）の規定は、法人（所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）第二条の規定による改正後の法人税法（附則第五項において「新法人税法」という。）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）にあつては、別段の定めがあるものを除き、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度の所得に対する法人税、連結法人（同条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。以下この項において同じ。）の施行日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税及び特定信託（同条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。以下この項において同じ。）の受託者である法人の施行日以後に開始する計算期間の所得に対する法人税について適用し、法人の施行日前に開始した事業年度の所得に対する

法人税、連結法人の施行日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税及び特定信託の受託者である法人の施行日前に開始した計算期間の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

3 新規則第一条第三項の規定は、法人にあつては、同条第二項第一号、第三号又は第四号の認定を受けようとして施行日以後にする申請について適用し、当該認定を受けようとして施行日前にした申請については、なお従前の例による。

4 新規則第三条第一項の規定は、法人にあつては、施行日以後にする同項に規定する引継ぎについて適用し、施行日以前にした同項に規定する引継ぎについては、なお従前の例による。

5 新規則第三条第二項の規定は、法人にあつては、施行日以後に行う新法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併又は同条第十二号の十一に規定する適格分割について適用し、施行日以前に行った同条第十二号の八に規定する適格合併又は同条第十二号の十一に規定する適格分割については、なお従前の例による。

附 則（平成一六年三月三十一日財務省令第三三号）

1 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定は、個人の平成十六年分以後の所得税、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。）のこの省令の施行の日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税、連結法人（同条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。以下この項において同じ。）の同日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税及び特定信託（同条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。以下この項において同じ。）の受託者である法人の同日以後に開始する計算期間の所得に対する法人税について適用し、個人の平成十五年分以前の所得税、法人の同日前に開始した事業年度の所得に対する法人税、連結法人の同日前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税及び特定信託の受託者である法人の同日前に開始した計算期間の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

附 則（平成一七年五月三十一日財務省令第三三号）

1 この省令は、平成十七年六月一日から施行する。

2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定は、個人の平成二十一年分以後の所得税、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。）の平成二十年四月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人（同条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。以下この項において同じ。）の同日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用する。

この省令は、平成十七年六月一日から施行する。

附 則（平成一九年三月三〇日財務省令第二一号）

1 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

2 別段の定めがあるものを除き、改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令（以下「新規則」という。）の規定は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に取得をする減価償却資産について適用する。

3 法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。）が施行日以前に取得をし、かつ、施行日以後に事業の用に供した減価償却資産については、当該事業の用に供した日において当該減価償却資産の取得をしたものとみなして、新規則の規定を適用する。

4 新規別表第二の規定は、個人の平成二十年分以後の所得税、法人の施行日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税、連結法人（法人税法第二条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。以下同じ。）の施行日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税及び特定信託（同条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。以下同じ。）の受託者である法人の施行日以後に開始する計算期間の所得に対する法人税について適用し、個人の平成十九年分以前の所得税、法人の施行日以前に開始した事業年度の所得に対する法人税、連結法人の施行日以前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税及び特定信託の受託者である法人の施行日以前に開始した計算期間の所得に対する法人税については、なお従前の例による。

附 則（平成二〇年四月三〇日財務省令第三二号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令の規定は、個人の平成二十一年分以後の所得税、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。）の平成二十年四月一日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人（同条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。以下この項において同じ。）の同日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用する。

[illegible]

2 2	2 2	2 2	2 1	2 1	2 1	2 1	2 1	2 1	年	耐用 年数	(二)	2 0	2 0	2 0	2 0	2 0	2 0	1 9	1 9	1 9	1 9	1 9	1 9	1 8	1 8	1 8	1 8	1 8	1 7	1 7	1 7	1 7	1 7	1 7	1 6	1 6	1 6	1 6	1 6	1 6	1 5	
0 6 9 6	0 7 8 5	0 8 8 6	0 0 0 0	0 5 3 1	0 6 0 2	0 6 8 4	0 7 7 6	0 8 8 1	以上			未償却割合	0 0 0 0	0 5 1 3	0 5 8 6	0 6 7 0	0 7 6 6	0 8 7 5	0 0 0 0	0 4 9 3	0 5 6 8	0 6 5 4	0 7 5 3	0 8 6 8	0 0 7 3	0 4 5 0	0 5 3 8	0 6 3 1	0 7 4 1	0 8 6 0	0 4 5 2	0 5 2 9	0 6 2 1	0 7 2 8	0 8 5 3	0 0 0 0	0 4 2 8	0 5 0 7	0 6 0 1	0 7 1 2	0 8 4 4	0 0 0 0
0 7 8 5	0 8 8 6	1 0 0 0	0 5 3 1	0 6 0 2	0 6 8 4	0 7 7 6	0 8 8 1	1 0 0 0	未満				0 5 1 3	0 5 8 6	0 6 7 0	0 7 6 6	1 0 0 0	0 4 9 3	0 5 6 8	0 6 5 4	0 7 5 3	0 8 6 8	1 0 0 0	0 4 5 0	0 5 3 8	0 6 3 1	0 7 4 1	1 0 0 0	0 4 5 2	0 5 2 9	0 6 2 1	0 7 2 8	0 8 5 3	1 0 0 0	0 4 2 8	0 5 0 7	0 6 0 1	0 7 1 2	0 8 4 4	1 0 0 0	0 4 0 1	
3	2	1	6	5	4	3	2	1	年			6	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	6

2 9	2 9	2 9	2 9	2 8	2 8	2 8	2 8	2 8	2 8	2 7	2 7	2 7	2 7	2 7	2 7	2 6	2 6	2 6	2 6	2 6	2 6	2 5	2 5	2 5	2 5	2 5	2 5	2 4	2 4	2 4	2 4	2 4	2 4	2 3	2 3	2 3	2 3	2 3	2 3	2 2	2 2	2 2
0 6 9 8	0 7 6 4	0 8 3 5	0 9 1 4	0 0 0 0	0 6 2 7	0 6 8 9	0 7 5 6	0 8 3 0	0 9 1 1	0 0 0 0	0 6 1 4	0 6 7 7	0 8 4 6	0 9 2 3	0 0 0 0	0 6 0 4	0 6 6 8	0 7 3 9	0 8 1 7	0 9 0 4	0 0 0 0	0 5 0 0	0 6 9 0	0 7 5 6	0 8 2 1	0 9 0 0	0 0 0 0	0 5 7 0	0 6 4 5	0 7 1 9	0 8 0 3	0 9 6 0	0 0 2 0	0 5 6 2	0 6 3 0	0 7 0 7	0 8 9 4	0 9 1 0	0 0 4 6	0 5 6 1	0 6 1 6	
0 7 6 4	0 8 3 5	0 9 1 4	1 0 0 0	0 6 2 7	0 6 8 9	0 7 5 6	0 8 3 0	0 9 1 1	1 0 0 0	0 6 1 4	0 6 7 7	0 8 4 6	0 9 2 3	1 0 0 0	0 6 0 4	0 6 6 8	0 7 3 9	0 8 1 7	0 9 0 4	1 0 0 0	0 5 0 0	0 6 9 0	0 7 5 6	0 8 2 1	0 9 0 0	1 0 0 0	0 5 7 0	0 6 4 5	0 7 1 9	0 8 0 3	0 9 6 0	1 0 2 0	0 5 6 2	0 6 3 0	0 7 0 7	0 8 9 4	1 0 9 1	0 0 4 6	0 5 6 1	0 6 1 6		
4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	6	5	4

3 6	3 6	3 6	3 6	3 5	3 5	3 5	3 5	3 5	3 5	3 4	3 4	3 4	3 4	3 4	3 4	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3	3 2	3 2	3 2	3 2	3 2	3 2	3 1	3 1	3 1	3 1	3 1	3 1	3 0	3 0	3 0	3 0	3 0	3 0	2 9	2 9	
0 6 9 9	0 7 5 1	0 8 0 7	0 8 6 7	0 9 3 1	0 0 2 5	0 6 9 4	0 7 4 2	0 8 0 6	0 9 2 3	0 0 0 0	0 6 0 0	0 7 8 9	0 8 3 5	0 9 2 7	0 0 6 0	0 6 7 4	0 7 2 9	0 8 9 9	0 9 4 4	0 0 0 0	0 5 2 0	0 6 0 6	0 7 2 3	0 8 8 4	0 9 0 6	1 0 0 0	0 5 0 6	0 6 1 3	0 7 7 6	0 8 1 5	0 9 0 9	0 0 4 8	0 6 0 7	0 7 4 1	0 8 7 1	0 9 4 1	0 0 7 1	0 6 4 1	0 7 7 1	0 8 1 7	0 0 0 0	0 6 3 8
0 7 5 1	0 8 0 7	0 8 6 1	0 9 3 0	1 0 2 5	0 6 9 4	0 7 4 2	0 8 0 6	0 9 2 3	1 0 0 0	0 6 0 1	0 7 8 3	0 8 9 5	0 9 2 7	1 0 0 0	0 6 7 4	0 7 2 9	0 8 9 9	0 9 4 4	1 0 0 0	0 5 2 0	0 6 0 6	0 7 2 3	0 8 8 4	0 9 0 6	1 0 0 0	0 5 0 6	0 6 1 3	0 7 7 6	0 8 1 5	0 9 0 9	0 0 4 8	0 6 0 7	0 7 4 1	0 8 7 1	0 9 4 1	1 0 7 1	0 6 4 1	0 7 7 1	0 8 1 7	1 0 0 0	0 6 3 8	0 6 9 8
5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	6	5

4 3	4 3	4 3	4 2	4 2	4 2	4 2	4 2	4 2	4 1	4 1	4 1	4 1	4 1	4 1	4 0	4 0	4 0	4 0	4 0	4 0	3 9	3 9	3 9	3 9	3 9	3 9	年	耐用年数 (三)	3 8	3 8	3 8	3 8	3 8	3 8	3 7	3 7	3 7	3 7	3 7	3 7	3 6
0 8 3 6	0 8 4 7	0 9 4 2	0 0 0 0	0 7 3 4	0 7 8 1	0 8 3 1	0 8 4 4	0 9 0 0	0 0 3 0	0 7 7 0	0 8 3 7	0 9 0 8	0 0 7 2	0 0 7 1	0 6 2 2	0 7 7 3	0 8 2 7	0 9 0 8	0 0 1 6	0 7 7 8	0 8 2 7	0 9 6 6	0 0 3 6	以上	未償却割合	0 0 0 0	0 7 1 1		0 8 6 1	0 9 1 5	0 0 7 2	0 1 3 4	0 7 0 0	0 8 5 3	0 9 1 5	0 0 6 0	0 7 8 9	0 8 6 0	0 9 3 2	0 0 0 0	
0 8 8 7	0 9 4 2	1 0 0 0	0 7 3 4	0 7 8 1	0 8 3 4	0 8 4 0	1 0 0 0	0 7 0 0	0 7 3 7	0 8 2 8	0 9 3 9	1 0 0 0	0 7 2 2	0 7 7 1	0 8 2 3	0 8 7 8	0 9 3 7	0 0 0 0	0 7 1 6	0 8 2 7	0 8 6 6	0 9 3 0	1 0 0 0	未満	未満	0 7 1 1	0 7 6 1		0 8 1 5	0 8 7 2	0 9 3 0	1 0 0 3	0 7 5 5	0 8 1 0	0 8 6 9	0 9 3 2	1 0 0 0	0 6 9 9			
3	2	1	6	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	年		経過年数	6	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1

7 8	7 8	7 7	7 7	7 7	7 7	7 7	7 7	7 6	7 6	7 6	7 6	7 6	7 6	7 5	7 5	7 5	7 5	7 5	7 5	7 5	年	耐用年数 (五)	7 4	7 4	7 4	7 4	7 4	7 4	7 3	7 3	7 3	7 3	7 3	7 3	7 2	7 2	7 2	7 2	7 2	7 2	7 1	7 1		
0 9 3 7	0 9 3 8	0 0 0 0	0 8 5 0	0 8 7 8	0 9 0 7	0 9 3 7	0 9 6 8	0 0 4 0	0 8 4 6	0 8 7 4	0 9 0 4	0 9 3 5	0 9 6 7	0 0 0 0	0 8 4 6	0 8 7 4	0 9 0 4	0 9 3 5	0 9 6 7	以上	未償却割合		0 0 0 0	0 8 4 1	0 8 7 1	0 9 0 3	0 9 3 6	0 0 0 0	0 8 4 1	0 8 7 1	0 9 0 3	0 9 3 6	0 0 0 0	0 8 3 7	0 8 6 7	0 8 9 1	0 9 3 5	0 9 6 0	0 0 0 0	0 8 3 7				
0 9 6 8	1 0 0 0	0 8 5 0	0 8 7 8	0 9 0 7	0 9 3 7	0 9 6 8	1 0 0 0	0 8 4 6	0 8 7 4	0 9 0 4	0 9 3 5	0 9 6 7	1 0 0 0	0 8 4 6	0 8 7 4	0 9 0 4	0 9 3 5	0 9 6 7	1 0 0 0	未満			経過年数	0 8 4 1	0 8 7 1	0 9 0 3	0 9 3 6	1 0 0 0	0 8 4 1	0 8 7 1	0 9 0 3	0 9 3 6	1 0 0 0	0 8 3 7	0 8 6 7	0 9 1 5	0 9 6 0	1 0 0 0	0 8 3 7	0 8 6 7				
2	1	6	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	年						6	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	6

[illegible][illegible]

9 9	9 9	9 8	9 8	9 8	9 8	9 8	9 8	9 7	9 7	9 7	9 7	9 7	9 7	9 6	9 6	9 6	9 6	9 6	9 6	9 5	9 5	9 5	9 5	9 5	9 5	9 4	9 4	9 4	9 4	9 4	9 4	9 3	9 3	9 3	9 3	9 3	9 3	年	耐用年数	(六)	9 2	9 2
0 9 5 1	0 9 7 5	0 0 7 0	0 8 9 7	0 9 2 4	0 9 4 9	0 9 7 4	0 0 7 0	0 0 8 7	0 8 9 0	0 9 2 4	0 9 4 9	0 9 7 4	0 0 8 0	0 8 9 2	0 9 4 9	0 9 7 4	0 0 7 0	0 8 9 2	0 0 7 0	0 8 9 7	0 8 9 2	0 9 4 9	0 9 7 4	0 0 7 0	0 8 9 2	0 8 9 6	0 9 2 1	0 9 4 7	0 9 7 3	0 0 7 0	0 8 9 6	0 9 2 1	0 9 4 7	0 9 7 3	以上	未償却割合	0 0 0 0	0 8 7 2				
0 9 7 5	1 0 0 0	0 8 9 7	0 9 2 4	0 9 4 9	1 0 7 0	0 8 9 7	0 0 7 0	0 8 9 2	0 9 4 9	1 0 7 0	0 8 9 2	0 9 4 9	0 0 7 0	0 9 2 4	1 0 7 0	0 8 9 7	0 9 2 4	0 9 4 9	0 0 7 0	0 8 9 2	0 9 4 9	1 0 7 0	0 8 9 6	0 9 2 1	0 9 4 7	0 9 7 3	1 0 7 0	0 8 9 6	0 9 2 1	0 9 4 7	1 0 7 0	未満	0 8 7 2	0 8 9 6								
2	1	6	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	6	5	4	3	2	1	年			経過年数	6

99	0.927	0.951	3
99	0.904	0.927	4
99	0.881	0.904	5
99	0.000	0.881	6
100	0.975	1.000	1
100	0.951	0.975	2
100	0.927	0.951	3
100	0.904	0.927	4
100	0.881	0.904	5
100	0.857	0.881	6
100	0.833	0.857	7
100	0.810	0.833	8
100	0.786	0.810	9
100	0.762	0.786	10
100	0.738	0.762	11
100	0.714	0.738	12
100	0.690	0.714	13
100	0.667	0.690	14
100	0.643	0.667	15
100	0.619	0.643	16
100	0.595	0.619	17
100	0.571	0.595	18
100	0.548	0.571	19
100	0.524	0.548	20
100	0.500	0.524	21
100	0.476	0.500	22
100	0.452	0.476	23
100	0.429	0.452	24
100	0.405	0.429	25
100	0.381	0.405	26
100	0.357	0.381	27
100	0.333	0.357	28
100	0.310	0.333	29
100	0.286	0.310	30
100	0.262	0.286	31
100	0.238	0.262	32
100	0.214	0.238	33
100	0.190	0.214	34
100	0.167	0.190	35
100	0.143	0.167	36
100	0.119	0.143	37
100	0.095	0.119	38
100	0.071	0.095	39
100	0.048	0.071	40
100	0.024	0.048	41
100	0.000	0.024	42

(注) この表における用語については、次に定めるところによる。

(一) 「耐用年数」とは、改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令第一条から第三条まで(減価償却資産の耐用年数等)の規定による耐用年数をいう。

(二) 「未償却割合」とは、附則第二項に規定する未償却割合をいう。

附則 (平成二五年三月三〇日財務省令第二四号)

1 この省令は、平成二五年四月一日から施行する。

2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第二の規定は、個人の平成二六年分以後の所得税、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号(定義)に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。)のこの省令の施行の日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税及び連結法人(同条第十二号の七の四に規定する連結法人をいう。以下同じ。)の同日以後に開始する連結事業年度の連結所得に対する法人税について適用し、個人の平成二五年分以前の所得税、法人の同日以前に開始した事業年度の所得に対する法人税及び連結法人の同日以前に開始した連結事業年度の連結所得に対する法人税については、なお従前の例による。

附則 (平成二五年九月四日財務省令第二二号)

この省令は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成二五年法律第三十四号)の施行の日から施行する。

附則 (平成二六年七月九日財務省令第五五号)

1 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平

成二五年法律第二十七号)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令第一条第四号(一般の減価償却資産の耐用年数)の規定は、この省令の施行の日以後に同項の規定により提出する申請書について適用し、同日前に改正前の減価償却資産の耐用年数等に関する省令第一条第四号(一般の減価償却資産の耐用年数)の規定により提出した申請書については、なお従前の例による。

附則 (平成二七年三月三二日財務省令第三八号)

この省令は、平成二七年四月一日から施行する。

附則 (平成二八年三月三二日財務省令第二七号)

1 この省令は、平成二八年四月一日から施行する。

2 改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令(以下「新令」という。)第一条第四号(一般の減価償却資産の耐用年数)の規定は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に同項の規定により提出する申請書について適用し、施行日前に改正前の減価償却資産の耐用年数等に関する省令第一条第四号(一般の減価償却資産の耐用年数)の規定により提出した申請書については、なお従前の例による。

3 個人が施行日から平成二八年十二月三十一日までの間に新令第一条第四号の規定により提出する申請書に係る同項の規定の適用については、同項第一号中「並びに納税地並びに法人(人格のない社団等を含む。)にあつては、法人番号」とあるのは、「納税地並びに個人番号」と、「第二条第十五項」とあるのは、「第二条第五項」と、「法人番号」とあるのは「個人番号をいう。」又は法人番号(同条第十五項に規定する法人番号を」とする。

4 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第四号(定義)に規定する外国法人(同条第八号に規定する人格のない社団等で同条第二号に規定する国外に本店又は主たる事務所を有するものを含む。)が施行日前に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度の施行日から当該事業年度終了の日までの間に新令第一条第四号の規定により提出する申請書に係る同項の規定の適用については、同項第一号中「以下この号において同じ。」の氏名(法人税法第二条

第四号に規定する外国法人(人格のない社団等で同条第二号に規定する国外に本店又は主たる事務所を有するものを含む。)にあつては、代表者及び同法第四百一十一各号(課税標準)に定める国内源泉所得に係る事業又は資産の経営又は管理の責任者の氏名」とあるのは、「この氏名」とする。

5 電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(平成二八年政令第四十八号。以下この項において「整備政令」という。)附則第二条第二項(所得税法施行令の一部改正に伴う経過措置)の規定により整備政令第二条の規定による改正後の所得税法施行令第六号第八号(減価償却資産の範囲)に掲げる無形固定資産とみなされる同項に規定する権利及び整備政令附則第三条第二項(法人税法施行令の一部改正に伴う経過措置)の規定により整備政令第三条の規定による改正後の法人税法施行令第十三号第八号(減価償却資産の範囲)に掲げる無形固定資産とみなされる同項に規定する権利の新令第一条第一項に規定する耐用年数は、十五年とする。

附則 (平成二九年三月三二日財務省令第二九号)

この省令は、平成二九年十月一日から施行する。

附則 (平成三〇年三月三二日財務省令第三一号)

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附則 (令和二年三月三二日財務省令第二六号)

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附則 (令和二年六月三〇日財務省令第五六号) 抄

第一条 この省令は、令和四年四月一日から施行する。
第二条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の法人税法施行規則(以下「新法人税法施行規則」という。)、第二条の規定による改正後の地方法人税法施行規則(附則第十一条において「新地方法人税法施行規則」という。)、第三条の規定による改正後の租税特

別措置法施行規則(附則第十二条において「新租税特別措置法施行規則」という。)、第四条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則(附則第十四条において「新震災特例法施行規則」という。)、第七条の規定による改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令、第九条の規定による改正後の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令及び第十八条の規定による改正後の法人税法施行規則の一部を改正する省令の規定は、法人(人格のない社団等を含む。以下附則第十号までにおいて同じ。)のこの省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号。以下「改正法」という。))附則第十四条第一項に規定する旧事業年度(以下「旧事業年度」という。を除く。)の所得に対する法人税及び施行日以後に開始する課税事業年度(旧事業年度を除く。)の基準法人税額に対する地方法人税について適用する。

2 別段の定めがあるものを除き、法人の施行日前に開始した事業年度(旧事業年度を含む。)の所得に対する法人税及び連結法人(改正法第三条の規定(改正法附則第一条第五号)に掲げる改正規定に限る。附則第五条第二項において同じ。)による改正前の法人税法(昭和四十年法律第三十四号。以下「旧法人税法」という。))第二条第十二号の七の二に規定する連結法人をいう。附則第十条において同じ。)の連結親法人事業年度(旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。)が施行日前に開始した連結事業年度(同項に規定する連結事業年度をいう。以下附則第十号までにおいて同じ。)の連結所得(旧法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。附則第十号第一項において同じ。)に対する法人税並びに法人の施行日前に開始した課税事業年度(旧事業年度を含む。)の基準法人税額に対する地方法人税については、改正法附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法人税法、改正法第四条の規定(改正法附則第一条第五号)に掲げる改正規定に限る。))による改正前の地方法人税法(平成二六年法律第十一号。、改正法第十六条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和三十二年法

律第二十六号。附則第十二条において「旧租税特別措置法」という。改正法第十七条の規定（改正法附則第一条第五号又に掲げる改正規定に限る。）による改正前の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四号）、改正法第十八条の規定（改正法附則第一条第五号ルに掲げる改正規定に限る。）による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）、改正法第二十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。附則第十四条において「旧震災特例法」という。）及び改正法第三十条の規定（改正法附則第一条第五号ネに掲げる改正規定に限る。）による改正前の所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）の規定並びに法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第二百七号。以下「改正令」という。附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正令（昭和四十年政令第九十七号。附則第七条第二項第二号において「旧法人税法施行令」という。）、改正令第二条の規定による改正前の地方法人税法施行令（平成二十六年政令第三百三十九号）、改正令第三条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号。附則第十二条において「旧租税特別措置法施行令」という。）、改正令第四条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第二百十二号。附則第十四条第二項において「旧震災特例法施行令」という。）、改正令第十一条の規定による改正前の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百二十七号）及び改正令第二十四条の規定による改正前の法人税法施行令等の一部を改正する政令（平成三十年政令第三百三十二号）の規定に基づく第一条の規定による改正前の法人税法施行規則、第二条の規定による改正前の地方法人税法施行規則、第三条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則（附則第十二条及び第十三条において「旧租税特別措置法施行規則」という。）、第四条の規定による改正前の東日本

大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則、第七条の規定による改正前の減価償却資産の耐用年数等に関する省令、第九条の規定による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令、第十三条の規定による改正前の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行規則及び第十八条の規定による改正前の法人税法施行規則の一部を改正する省令の規定は、なおその効力を有する。		（減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部改正に伴う経過措置）	
第十七条 第七条の規定による改正後の減価償却資産の耐用年数等に関する省令第三条第三項の規定の適用については、同項に規定する取得価額には、同項の被合併法人等がした償却の額で当該被合併法人等の各連結事業年度（旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結事業年度をいう。）の連結所得（旧法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。）の金額の計算上損金の額に算入された金額を含まないものとする。		別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表	
種類	細目	耐用年数	耐用年数
建築物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	五〇年	五〇年
	住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	四〇年	四〇年
	飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	三〇年	三〇年
	飲食店用又は貸席用のもので、延べ面積のうち四分の面積が三割を超えるもの	三〇年	三〇年

その他のもの	旅館用又はホテル用のもの	三〇年	三〇年
延べ面積のうち四分の木造内装部分の面積が三割を超えるもの	その他のもの	三〇年	三〇年
店舗用のもの	病院用のもの	三〇年	三〇年
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	三〇年	三〇年
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの	塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	三〇年	三〇年
その他のもの	倉庫事業の倉庫用のもの	三〇年	三〇年
冷蔵倉庫用のもの	その他のもの	三〇年	三〇年

その他のもの	その他のもの	三〇年	三〇年
事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	三〇年	三〇年
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	旅館用、ホテル用又は病院用のもの	三〇年	三〇年
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のもの	工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	三〇年	三〇年
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のもの（倉庫事業の倉庫用のものを除く。）	塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの	三〇年	三〇年
その他のもの	倉庫事業の倉庫用のもの	三〇年	三〇年

金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリのもの及び左記以外の八メートルを超えるものに限る。）	事務所用又は美術館用三	その他のもの	倉庫事業の倉庫用のも	冷蔵倉庫用のもの
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のも	四	三	〇	二
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のも	三			
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のも	一			
旅館用、ホテル用又は病院用のも	二			
公衆浴場用のも	七			
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のも				
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの、冷蔵倉庫用のも（倉庫事業の倉庫用のもを除く。）及び放射性同位元素の放射線を直接受けるもの				
塩、チリ硝石その他の二著しい潮解性を有する五固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの				

金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリのもの及び左記以外の四メートル以下のものに限る。）	事務所用又は美術館用三	その他のもの	倉庫事業の倉庫用のも	冷蔵倉庫用のもの	その他のもの
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のも	〇	一	二	九	
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のも	二	六			
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のも	五				
旅館用、ホテル用又は病院用のも	二				
公衆浴場用のも	四				
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のも	一				
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のも					
塩、チリ硝石その他の一著しい潮解性を有する九固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの					

金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリのもの及び左記以外の二メートル以下のものに限る。）	事務所用又は美術館用二	その他のもの	倉庫事業の倉庫用のも	冷蔵倉庫用のもの	その他のもの
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のも	九	一	二	四	
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のも	一				
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のも	一				
旅館用、ホテル用又は病院用のも	七				
公衆浴場用のも	五				
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のも					
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のも					
塩、チリ硝石その他の一著しい潮解性を有する四固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの					
その他のもの					

木造又は合成樹脂造のもの	事務所用又は美術館用二	その他のもの	倉庫事業の倉庫用のも	冷蔵倉庫用のもの	その他のもの
店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のも	〇	二	五	一	
飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のも	一				
変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作スタジオ用、屋内スケート場用、魚市場用又はと畜場用のも	一				
旅館用、ホテル用又は病院用のも	七				
公衆浴場用のも	二				
工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のも	九				
塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの及び冷蔵倉庫用のも					
塩、チリ硝石その他の一著しい潮解性を有する一固体を常時蔵置するためのもの及び著しい蒸気の影響を直接全面的に受けるもの					
その他のもの					

[illegible]

8	医療機器	消毒殺菌用機器	四
		手術機器	五
		血液透析又は血しょう液交換用機器	七
		ハバードタンクその他六の作動部分を有する機能回復訓練機器	六
		調剤機器	六
		歯科診療用ユニット	七
		光学検査機器	
		ファイバースコープ	六
		その他のもの	八
		その他のもの	
		レントゲンその他の電子装置を使用する機器	
		移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器	四
		その他のもの	六
		その他のもの	
		陶磁器製又はガラス製のもの	三
		主として金属製のもの	一
		その他のもの	五
9	娯楽又はスポーツ器具及び興行又は演劇用具	その他のもの	八
		パチンコ器、ビンゴ器その他これらに類する球戯用具及び射的用具	二
		その他、まあじご、やん、その他の遊戯具	五
		スポーツ具	三
		劇場用観客いす	三
		どんちよう及び幕	五
		衣しよう、かつら、小道具及び大道具	二
		その他のもの	
		主として金属製のもの	一
10	生物	その他のもの	五
		植物	二
		貸付業用のもの	二

[illegible]

5	家具又は装備品製造業用設備	6	バルブ、紙又は紙加工品製造業用設備	7	印刷業又は印刷関連業用設備	8	化学工業用設備																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
---	---------------	---	-------------------	---	---------------	---	---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

0 2	9 1		8 1	7 1		6 1	5 1		
用設備 又は電子回路製造業型又は書換え型の電子部品、デバイス光ディスク（追記六）	業務用機械器具（業務用又はサービスの生産の用に供されるもの（これらのものであつて物の生産の用に供されるものを含む。）をいう。）製造業用設備（第一七号、第二一号及び第二三号に掲げるものを除く。）	業務用機械器具（業務用又はサービスの生産の用に供されるもの（これらのものであつて物の生産の用に供されるものを含む。）をいう。）製造業用設備（次号及び第二一号に掲げるものを除く。）	生産用機械器具（金属加工機械製造業の生産の用に供され設備るものをいう。）製その他の設備	はん用機械器具（はん用性を有するもので、他の器具及び製品並びに機械及び装置に組み込み、又は取り付けることによりその用に供されるものをいう。）製造業用設備（第二〇号及び第二二号に掲げるものを除く。）	はん用機械器具（はん用性を有するもので、他の器具及び製品並びに機械及び装置に組み込み、又は取り付けることによりその用に供されるものをいう。）製造業用設備（第二〇号及び第二二号に掲げるものを除く。）	金属製品製造業用設備 金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレート製造業用設備 その他の設備	非鉄金属製造業用設備 核燃料物質加工設備 その他の設備	純鉄、原鉄、ベール、スメタル、フェロアロイ、鉄素形材又は鉄管製造業用設備 その他の設備	
六	七	一一二	九	一一二	一〇	六	七	一四	九

		1 3	0 3					9 2	8 2	7 2	6 2	5 2	4 2	3 2	2 2	1 2				
		電気業用設備	総合工事業用設備					鉱業、採石業又は砂利採取業用設備	水産養殖業用設備	漁業用設備（次号に掲げるものを除く。）	林業用設備	農業用設備	備 その他の製造業用設備	輸送用機械器具製造業用設備	情報通信機械器具製造業用設備	電気機械器具製造業用設備				
柱上変圧器	需要者用計器設備	送電又は電気業用変電若しくは配電設備	内燃力又はガスタービン発電設備	汽力発電設備	その他の水力発電設備	電気業用水力発電設備	石油又は天然ガス鉱業用設備	掘さく設備	その他の設備	坑井設備							その他の設備	導体集積回路又は半導体素子製造設備	製造設備	ものに限る。）製造設備
一八	一五		一五	一五	二〇	二二		三	六	六	五	七	九	九	八	七	八	五	六	

	3 4	2 4	1 4	0 4	9 3		8 3	7 3	6 3	5 3	4 3	3 3						2 3				
	設備 金属材料等卸売業用（貯蔵を除外。）	建築材料、鉱物又は金属材料等卸売業用設備	飲食料品卸売業用設備	運輸に附帯するサービス業用設備	倉庫業用設備	道路貨物運送業用設備	鉄道業用設備	映像、音声又は文字情報制作業用設備	放送業用設備	通信業用設備	水道業用設備	熱供給業用設備						ガス業用設備				
	その他の設備	石油又は液化石油ガス卸売業用設備				その他の設備	自動改札装置					その他のもの	主として金属製の導管	主として金属製の導管	主として金属製の導管	主として金属製の導管	主として金属製の導管	製造用設備	その他のもの	主として金属製の導管	変電設備	その他の設備
八	一三	一〇	一〇	一一	一一	一一	五	八	六	九	一八	一七	八	一五	一三	一二	一二	一〇	八	一七	一五	一二

5 5	4 5	3 5				2 5					1 5	0 5	9 4	8 4	7 4		6 4				5 4	4 4
前掲の機械及び装置以外のもの並びに前	その他のサービス業用設備	自動車整備業用設備				教育業（学校教育業を除く。）又は学習支援業用設備					娯楽業用設備	その他の生活関連サービス業用設備	洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	飲食店業用設備	宿泊業用設備		技術サービス業用設備（他の号に掲げるものを除く。）				その他の小売業用設備	飲食料品小売業用設備
機械式駐車設備			その他のもの	主として金属製の設備	その他の設備	その他のもの	主として金属製の設備	その他の設備	ボウリング場用設備	遊園地用設備	映画館又は劇場用設備				その他の設備	計量証明業用設備	その他のもの	主として金属製の設備	石油ガススタンド設備	ガソリン又は液化石油ガススタンド設備		
一〇	一二	一五	八	一七		八	一七		一三	七	一一	六	一三	八	一〇	一四	八	八	一七		八	九

[illegible]

一六	〇・一五六	〇・一六七	〇・〇三〇六三
一七	〇・一四七	〇・一六七	〇・〇二九〇五
一八	〇・一三九	〇・一四三	〇・〇二七五七
一九	〇・一三二	〇・一四三	〇・〇二六六六
二〇	〇・一二五	〇・一四三	〇・〇二五一七
二一	〇・一一九	〇・一二五	〇・〇二四〇八
二二	〇・一一四	〇・一二五	〇・〇二二九六
二三	〇・一一〇	〇・一二二	〇・〇二二五六
二四	〇・一〇四	〇・一一二	〇・〇二一五七
二五	〇・一〇〇	〇・一一二	〇・〇二〇五八
二六	〇・〇九六	〇・一〇〇	〇・〇一九八九
二七	〇・〇九三	〇・一〇〇	〇・〇一九〇二
二八	〇・〇八九	〇・〇九一	〇・〇一八六六
二九	〇・〇八六	〇・〇九一	〇・〇一八〇三
三〇	〇・〇八三	〇・〇八四	〇・〇一七六六
三一	〇・〇八一	〇・〇八四	〇・〇一六八八
三二	〇・〇七八	〇・〇八四	〇・〇一六五五
三三	〇・〇七六	〇・〇七七	〇・〇一五八五
三四	〇・〇七四	〇・〇七七	〇・〇一五三二
三五	〇・〇七一	〇・〇七二	〇・〇一四九四
三六	〇・〇六九	〇・〇七二	〇・〇一四二五
三七	〇・〇六八	〇・〇七二	〇・〇一三九三
三八	〇・〇六六	〇・〇六七	〇・〇一三七〇
三九	〇・〇六四	〇・〇六七	〇・〇一三一七
四〇	〇・〇六三	〇・〇六七	〇・〇一二六六
四一	〇・〇六一	〇・〇六三	〇・〇一二〇六
四二	〇・〇六〇	〇・〇六三	〇・〇一一四八
四三	〇・〇五八	〇・〇五九	〇・〇一一二一
四四	〇・〇五七	〇・〇五九	〇・〇一一〇五
四五	〇・〇五六	〇・〇五九	〇・〇一〇七五
四六	〇・〇五四	〇・〇五六	〇・〇一〇五三
四七	〇・〇五三	〇・〇五六	〇・〇一〇二五
四八	〇・〇五一	〇・〇五三	〇・〇一〇〇二
四九	〇・〇五〇	〇・〇五三	〇・〇〇九七二
五〇	〇・〇四九	〇・〇五〇	〇・〇〇九三三
五一	〇・〇四八	〇・〇五〇	〇・〇〇八八六
五二	〇・〇四七	〇・〇四八	〇・〇〇八四七
五三	〇・〇四六	〇・〇四八	〇・〇〇八〇八
五四	〇・〇四五	〇・〇四八	〇・〇〇七六九
五五	〇・〇四五	〇・〇四六	〇・〇〇七三〇
五六	〇・〇四四	〇・〇四六	〇・〇〇六九一
五七	〇・〇四四	〇・〇四四	〇・〇〇六五二
五八	〇・〇四三	〇・〇四四	〇・〇〇六一三
五九	〇・〇四二	〇・〇四四	〇・〇〇五七四

六〇	〇・〇四二	〇・〇四四	〇・〇〇八九五
六一	〇・〇四一	〇・〇四二	〇・〇〇八九二
六二	〇・〇四〇	〇・〇四二	〇・〇〇八八二
六三	〇・〇四〇	〇・〇四二	〇・〇〇八四七
六四	〇・〇三九	〇・〇四〇	〇・〇〇八〇七
六五	〇・〇三八	〇・〇三九	〇・〇〇七六八
六六	〇・〇三八	〇・〇三八	〇・〇〇七二八
六七	〇・〇三七	〇・〇三八	〇・〇〇六八八
六八	〇・〇三七	〇・〇三八	〇・〇〇六四八
六九	〇・〇三六	〇・〇三八	〇・〇〇六〇八
七〇	〇・〇三六	〇・〇三八	〇・〇〇五六八
七一	〇・〇三五	〇・〇三六	〇・〇〇五二八
七二	〇・〇三五	〇・〇三六	〇・〇〇四八八
七三	〇・〇三四	〇・〇三五	〇・〇〇四四八
七四	〇・〇三四	〇・〇三五	〇・〇〇四〇八
七五	〇・〇三三	〇・〇三四	〇・〇〇三六八
七六	〇・〇三三	〇・〇三四	〇・〇〇三二八
七七	〇・〇三二	〇・〇三三	〇・〇〇二八八
七八	〇・〇三二	〇・〇三三	〇・〇〇二四八
七九	〇・〇三一	〇・〇三二	〇・〇〇二〇八
八〇	〇・〇三一	〇・〇三二	〇・〇〇一六八
八一	〇・〇三一	〇・〇三二	〇・〇〇一二八
八二	〇・〇三〇	〇・〇三一	〇・〇〇〇八八
八三	〇・〇三〇	〇・〇三一	〇・〇〇〇四八
八四	〇・〇二九	〇・〇三〇	〇・〇〇〇〇八
八五	〇・〇二九	〇・〇三〇	〇・〇〇〇〇三
八六	〇・〇二八	〇・〇二九	〇・〇〇〇〇二
八七	〇・〇二八	〇・〇二九	〇・〇〇〇〇一
八八	〇・〇二八	〇・〇二九	〇・〇〇〇〇〇
八九	〇・〇二八	〇・〇二九	〇・〇〇〇〇〇
九〇	〇・〇二七	〇・〇二八	〇・〇〇〇〇〇
九一	〇・〇二七	〇・〇二七	〇・〇〇〇〇〇
九二	〇・〇二七	〇・〇二七	〇・〇〇〇〇〇
九三	〇・〇二七	〇・〇二七	〇・〇〇〇〇〇
九四	〇・〇二七	〇・〇二七	〇・〇〇〇〇〇
九五	〇・〇二六	〇・〇二七	〇・〇〇〇〇〇
九六	〇・〇二六	〇・〇二七	〇・〇〇〇〇〇
九七	〇・〇二六	〇・〇二七	〇・〇〇〇〇〇
九八	〇・〇二六	〇・〇二七	〇・〇〇〇〇〇
九九	〇・〇二五	〇・〇二六	〇・〇〇〇〇〇
一〇〇	〇・〇二五	〇・〇二六	〇・〇〇〇〇〇

別表第十 平成二十四年四月一日以後に取得を した減価償却資産の定率法の償却率、改定償却 及び保証率の表	耐用年数償却率	改定償却率保証率
年	一・〇〇〇	—
二	〇・六六七	〇・一一〇八九
三	〇・五〇〇	〇・一二四九九
四	〇・四〇〇	〇・一〇八〇〇
五	〇・三三三	〇・〇九六一一
六	〇・二八六	〇・〇八六八〇
七	〇・二五〇	〇・〇七九〇九
八	〇・二二二	〇・〇七一二六
九	〇・二〇〇	〇・〇六五五二
一〇	〇・一八二	〇・〇五九九二
一一	〇・一六七	〇・〇五五六六
一二	〇・一五四	〇・〇五五八〇
一三	〇・一四三	〇・〇四八五四
一四	〇・一三三	〇・〇四五六五
一五	〇・一二五	〇・〇四四九四
一六	〇・一一八	〇・〇四〇三八
一七	〇・一一一	〇・〇三八八四
一八	〇・一〇五	〇・〇三六九三
一九	〇・一〇〇	〇・〇三四八六
二〇	〇・〇九五	〇・〇三三三五
二一	〇・〇九一	〇・〇三一八二
二二	〇・〇八七	〇・〇三〇五二
二三	〇・〇八三	〇・〇二九六九
二四	〇・〇七八	〇・〇二八四一
二五	〇・〇七七	〇・〇二七六一
二六	〇・〇七四	〇・〇二六八四
二七	〇・〇七二	〇・〇二六四八
二八	〇・〇七一	〇・〇二六〇二
二九	〇・〇六七	〇・〇二五六六
三〇	〇・〇六五	〇・〇二五三〇
三一	〇・〇六三	〇・〇二四九四
三二	〇・〇六一	〇・〇二四五八
三三	〇・〇五九	〇・〇二四二二
三四	〇・〇五七	〇・〇二三八六
三五	〇・〇五六	〇・〇二三五〇
三六	〇・〇五四	〇・〇二二八四
三七	〇・〇五三	〇・〇二二四八
三八	〇・〇五一	〇・〇二二一二
三九	〇・〇五〇	〇・〇二一七六
四〇	〇・〇四九	〇・〇二一四〇

四一	〇・〇四九	〇・〇一七四一
四二	〇・〇四八	〇・〇一六九四
四三	〇・〇四七	〇・〇一六六四
四四	〇・〇四五	〇・〇一六三四
四五	〇・〇四四	〇・〇一六〇一
四六	〇・〇四三	〇・〇一五六一
四七	〇・〇四二	〇・〇一五二二
四八	〇・〇四一	〇・〇一四七五
四九	〇・〇四〇	〇・〇一四二二
五〇	〇・〇三九	〇・〇一三七〇
五一	〇・〇三八	〇・〇一三二七
五二	〇・〇三八	〇・〇一二八四
五三	〇・〇三七	〇・〇一三三七
五四	〇・〇三六	〇・〇一三三七
五五	〇・〇三六	〇・〇一三三七
五六	〇・〇三五	〇・〇一三三七
五七	〇・〇三四	〇・〇一三三七
五八	〇・〇三四	〇・〇一三三七
五九	〇・〇三四	〇・〇一三三七
六〇	〇・〇三三	〇・〇一三三七
六一	〇・〇三三	〇・〇一三三七
六二	〇・〇三二	〇・〇一三三七
六三	〇・〇三二	〇・〇一三三七
六四	〇・〇三一	〇・〇一三三七
六五	〇・〇三一	〇・〇一三三七
六六	〇・〇三一	〇・〇一三三七
六七	〇・〇三一	〇・〇一三三七
六八	〇・〇二九	〇・〇一三三七
六九	〇・〇二九	〇・〇一三三七
七〇	〇・〇二八	〇・〇一三三七
七一	〇・〇二八	〇・〇一三三七
七二	〇・〇二七	〇・〇一三三七
七三	〇・〇二七	〇・〇一三三七
七四	〇・〇二七	〇・〇一三三七
七五	〇・〇二六	〇・〇一三三七
七六	〇・〇二六	〇・〇一三三七
七七	〇・〇二六	〇・〇一三三七
七八	〇・〇二五	〇・〇一三三七
七九	〇・〇二五	〇・〇一三三七
八〇	〇・〇二五	〇・〇一三三七
八一	〇・〇二四	〇・〇一三三七
八二	〇・〇二四	〇・〇一三三七
八三	〇・〇二四	〇・〇一三三七
八四	〇・〇二四	〇・〇一三三七

	果樹その他の	
植物		百分の五